

## 医療機関等における人材確保支援事業対象の主な職種

	対象	対象外
病院・診療所	看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、看護助手、歯科助手、調剤助手 など	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、栄養士、管理栄養士、公認心理師、コンタクトレンズ検眼員、視力検査員、心理カウンセラー（医療施設）、心理判定員（医療施設） など
薬局・店舗販売業等	福祉用具営業員 など	薬剤師 など
医薬品等製造業、卸売業	医薬情報担当者（MR）、医薬品卸売販売担当者（MS） など	薬剤師 など
その他	臓器移コーディネーター（看護師）、医療用電子機器販売営業員、福祉用具営業員 など	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師 など

※詳細については、リーフレットに対象職種の分類（第5回改定厚生労働省編職業分類）が記載されていますのでそちらをご確認ください。